

会議録

会議の名称	旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会 第3回会議
開催年月日	令和元年5月24日(金)
開始・終了時刻	午後3時から午後4時40分まで
開催場所	弘前市役所 岩木庁舎2階 会議室1
議長等の氏名	大野 敏
出席者	委員長 大野 敏 副委員長 高瀬 雅弘 委員 福井 敏隆 委員 白戸 大吾 委員 太田 尚子
オブザーバー	青森銀行弘前支店次長 佐々木 公一 観光課課長 栗嶋 博美 観光課主事 吹田 昂平 都市計画課課長補佐兼総括主幹 三上 博英 都市計画課主幹 木村 敬之 企画課総括主査 中一 健司
欠席者	なし
事務局職員の職氏名	文化財課長 小山内 一仁 文化財課長補佐 神 弘樹 文化財課主幹 小石川 透 文化財課主事 佐藤 俊介 文化財課主事 葛西 麻美
会議の議題	議題：旧第五十九銀行本店本館保存活用計画について
会議結果	議事録のとおり
会議資料の名称	資料1 旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定報告書 資料2 計画概要説明資料

<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>1. 開会</p> <p>2. 会議 議長：大野委員長 議題：旧第五十九銀行本店本館保存活用計画について 事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。</p> <p>議長 本委員会では、基本的に「第5章活用計画」を重点的に議論していく、そこに皆さんの意見が反映されているかどうかが1つの重要なポイントだが、今回の会議が最後ということで、まずは「第1章計画の概要」について、各委員からご質問、ご指摘等いただきたい。</p> <p>(質問、指摘等、特になし)</p> <p>議長 それでは、「第1章計画の概要」の基本的な考え方はこれで良いものとする。次に「第2章保存管理計画」について議論していくが、議論を進めていく中で、途中でもし第1章に関連する部分についてのご意見等があれば、適宜いただきたい。 事務局からの説明にもあったが、「第2章保存管理計画」では、大事にする部分と活用のために多少手を加えても良いとする部分を区分けしている。保存部分というのは、文化財としての価値が認められている部分で、その材料も含めて大事にしなければいけなく、例えば腐食が見受けられて部材を取り換える場合は、傷んだ部分のみを同じ材料で取り替えて同じ形状を踏襲し、オリジナルに準じて修繕しなければならない部分。これは主として部位の基準1又は基準2で構成されるもの。 一方、保全部分は、必要に応じて材料を変更することは許容され、最低限、形式や色合いだけは整えていくことが求められる部分。これは部位の基準3又は基準4で構成されるもの。 そして、その他部分というのは割と自由に取り扱っても文化庁から指摘・指導を受けることがない部分。これは部位の基準4又は基準5で構成されるもの。 旧第五十九銀行本店本館の場合は、重要文化財部分は基準1を中心に設定し、管理活用においては神経質になっていく必要がある。一方、増築棟についてはその他部分なので、自由度が高い。ただ、重要文化財部分との一体性に配慮する必要はある。</p>
--	--

保存部分は原則、厳密に建物の保存を図らなければならないが、管理や活用において改変が必要となる場合には、文化庁や青森県教育委員会の指導を受けながら手法を検討していくこととなる。例えば、床や天井に部分的に穴を開ける必要がでてきたときには、オリジナルの部分ではないところを狙って施工するなど、文化庁と協議して許可を得ながら慎重に進めていくこととなる。

このように整理したうえで、計画には、現状の管理体制等のほか、修理計画についても書き込んでいる。

計画策定後3年での実施を検討するものとして、建物の価値を損なうことのない手法での経過的措置による補強を実施とある。これは、2階に関しては50名程度の人数制限を設けながら公開しつつ、要所要所に仮設的な支え等を入れて安全対策を講じるもの。そしてこれと併せて、本格的な耐震対策に向けた調査及び検討を進めていく。

計画策定後5年での実施を検討するものとしては、耐震補強工事を行うことと、屋根葺替や外部塗装補修の実施とある。

5年後の修理実施状況が10年後、20年後の修理計画に影響を与えることから、中期保存修理計画と長期保存修理計画は関連性がある。そして、5年後以降に行う修理の際は、活用を見据えた手当をしていく必要がある。

それでは、「第2章保存管理計画」について、各委員からご意見をいただきたい。

福井委員

一番気になるのは、耐震基礎診断は3年以内で、耐震補強工事は5年以内での実施を検討としていること。これはそれぞれの期間内に実施するものと読み取って良いのか。予算確保のハードルがあるのではないか。現在、同じ文化財では、旧弘前市立図書館の耐震性確保も進めていく必要があるのではないか。

事務局

おっしゃるとおり、旧弘前市立図書館の耐震補強は実施する必要がある。現段階では、当面は屋根葺替まで、耐震補強はこれから計画していく。旧第五十九銀行本店本館の耐震基礎診断と耐震補強工事については、この建物が不特定多数の方にご来館いただく施設であることから、早い段階での実施が必要と考えている。文化財課としてを目指すところであり、やらなければならないことと整理して計画に記載している。計画が文化庁

に認定されれば法定計画となることから、実効性は担保されるものと考えている。

福井委員

耐震診断も文化庁からの補助対象となるのか。

事務局

補助対象となる。現在実施している弘前城の耐震診断も文化庁の補助金を充てている。

大野委員長

実現に向けて、努力目標としてがんばっていただくものになるかと思う。その他に意見等あればいただきたい。

(他に質問、指摘等、特になし)

大野委員長

それでは、続いて「第3章環境保全計画」について議論していく。

第1章で確認した計画区域を保存区域、保全区域、整備区域の3つに区分し、保全方針を記載のとおりとしている。また、重要文化財建造物以外の建造物である増築棟をその他の建造物とし、保護方針を記載のとおりとしている。

整備区域の整備方針として、長期的には、増築棟において多目的便所の設置やバリアフリー対応のための拡張整備を実施とあり、これについては、敷地所有者である株式会社青森銀行と協議してその了解を得た上で実施するものとある。青森銀行としてはこの協議に応じていただけるものか。

オブザーバー（青森銀行弘前支店）

絶対にいまの土地の範囲に収まるように管理活用してくれというものではないので、協議していくことは問題ない。防災設備などであれば重要度の高い設備であり、なおさらである。

大野委員長

そうなのであれば、現在の計画への記載の仕方で良いのかなと思う。他に意見等あればいただきたい。

福井委員

現在、貯水槽と加圧送水設備は青森銀行弘前支店との共用だと思うが、加圧送水設備は資料1の31ページ目の図面に記載のポンプ小屋の中にあるというイメージか。

事務局

そのポンプ小屋は今後整備するもの。現在は庭園にポンプ小屋はなく、青森銀行弘前支店の地下に貯水槽と加圧送水設備があり、これで旧第五十九銀行本店本館と青森銀行弘前支店をカバーしている。

今年度、旧第五十九銀行本店本館専用の防災設備としてポンプ小屋を設置して、貯水槽はそのポンプ小屋の地下に設置する。そしてポンプ小屋に動力ポンプを設置して、消火栓などに管をつないで送水する。

大野委員長

同じく資料1の31ページ目の図面に記載のある屋外消火栓も今後設置するものか。

事務局

これは既設のもの。

大野委員長

第4章も関連する内容のため、このまま「第4章防災計画」についても確認していくこととする。

建物に一定の耐火性はあるものの、小屋組は木造であることから内部からの出火には注意が必要。また、隣地からの延焼の危険性についても考えていかなければならない。

資料1の37ページ目には、防火管理区域や近接建造物を整理して記載している。その上で、火災の予防措置として原則として暖房器以外の火気使用は禁止としている。それと安全対策としては避難経路図を作成して建物に掲示し、誘導表示設備を所轄消防機関との協議の上で設置としている。そして、公開時は公開管理の業務受託者と、夜間は隣接する青森銀行弘前支店警備室の協力により、通報等を行うとしている。さらに、自動通報設備を設置するということが書かれている。

防犯計画に関しては、青森銀行弘前支店との協力体制が重要と記載している。

防災設備整備計画としては、先ほど少し確認した既存の防災設備についての記載と、今年度実施予定の防災設備の設置につ

いての記載がある。資料1の34ページ目に、既存の防災設備についての記載があるが、これらの配置図と、送水が青森銀行弘前支店からの提供であることを示す略図なども計画に載せてもらいたい。載せることで、先ほど福井委員からご質問があつた部分についても整理してわかりやすくまとめることができる。

事務局

そのように計画に反映させる。

大野委員長

防火・防犯についてはやはり青森銀行弘前支店との連携が必須ということで、銀行側には引き続き協力をお願いしたい。

耐震対策については、耐震性能を満たさないから建物を非公開にすることではなく、経過的措置による補強対策を行って公開をするということと、あとは、耐震診断を実施すること、公開スタッフによる避難誘導等について記載いただいている。引き続き、このことについて意見があれば伺いたい。ちなみに、防火体制は現状どうなっているのか。

事務局

資料1の75ページから78ページにかけて、消防計画を掲載している。概要説明の中で、防災設備について不備欠陥があった際に、防火管理者が立案して改善すると説明したが、この防火管理者についても消防計画の中で定めている。

大野委員長

耐震対策について特に意見がないようなので、次に進む。

以上、第1章から第4章までの概要を確認したが、続いて、「第5章活用計画」を中心に、それに関連してもし第1章から第4章まででなにかあれば改めて意見を、さらには第6章についても意見があれば伺いたい。高瀬委員から順番に一通り意見を伺い、最後に事務局からの回答を伺いたい。

高瀬委員

活用計画については、市民向けと観光客向けのバランスがうまくとれている。ただ、1つだけ気になるところがある。什器類の整備の必要性は十分理解できるが、収納スペースの確保について、会議室等の空間を間仕切りで区切る方法が検討されて

いるわけだが、例えばパーテーションなどで区切ってしまうことで、建物が持つ非日常的な空間が損なわれてしまうのではないか。前提として、収納スペースが確保されてこそその什器類の整備だと思う。収納スペースの確保については、もう少し具体的に検討してもらいたい。もしスペースが確保できないのであれば、空間性を優先するために、手間はかかるがその都度イベント等に応じてレンタルするなどして対応するやり方もありではないか。

白戸委員

議論されたことは計画に盛り込んでもらえてると感じる。1つ確認したいのは、長年、この建物は「青森銀行記念館」として親しまれてきたわけだが、市が所有したことでの「旧第五十九銀行本店本館」という言い方をしてきている。これは今後、その名称で定着させていきたいという考えなのか。もしそうなのであれば、建物正面に掲げている「青森銀行記念館」の看板は今後除去する予定なのか。また、当時「旧第五十九銀行本店本館」の看板があったのならば、それを再現して掲げるのか。看板については文化財的価値がないものであることから、これまで一度も議論にならなかつたと思うが、建物の正面は顔となるので、看板や名称の方針についても計画に盛り込んではどうか。

福井委員

重要文化財の指定名称としては「旧第五十九銀行本店本館」だが、通称「青森銀行記念館」と親しまれてきたので、それを計画に入れて残していても特に問題はないのではないかと思う。

太田委員

実際に指定管理先が決まった段階でも、市民の意見を取り入れられる機会があれば良い。

大野委員長

最後、私からは、先ほどご指摘した既設防災設備の配置図の追加掲載のほかにも、資料1の49ページと50ページに載せている活用・動線計画の平面図について意見を述べたい。

建物のスペースが限られているので、今後、この建物に適した展示が何かをしっかりと精査することでスペースをうまく生み出し、その上で活用していくことが大事。その一方、しっかりと

時間をかけて精査する前の現段階で、平面図への記載内容は少し具体的に決めすぎてしまっている印象。

小さな部屋は展示室とイベント控室などの準備室として使い、大きな部屋2つは開放的なスペースとして広く使っていくのが基本スタイルだとは思うが、例えば、大きい部屋を低いパーテーションなどで上手に仕切って、奥の一角は市民利用のコーナーにしつつ、動線に近い一角は展示に使うなどもありうる。そのようなことを踏まえて、この動線計画は柔軟に対応できるようにしてもらいたい。

また、耐震補強を実施すると、なるべく目立たないところではありつつも、補強用の柱が立つことが想定される。その柱がどこに立つかは現段階ではわからないが、その際、柱を上手く利用して、展示用の照明レールなどを付けることもありうる。耐震補強等が終わったあとに本格的な活用のための設備が整っていく。それまでは必要最低限の配管を通すくらいで、什器類、照明、パネルヒーターなどの暖房器を適宜移動させながら各部屋を使っていくこととなる。そのため、空間をあまり展示と公開に絞らず、フレキシブルに対応できるようにしてもらいたい。

事務局

まず、高瀬委員からのご意見について、前回までの「第5章活用計画」では、小さい部屋を什器類の収納スペースにしようと考えていたが、それだと限られた部屋数の1つをつぶしてしまうこととなる。そのため、広い空間の片隅にパーテーションを置いてそこに什器類を置き、大規模なイベントなどの際には、パーテーションを動かして什器類も各所に配置してしまえば、空間性も保たれるのではないかと考えた。できることなら、増築棟の周辺にでも倉庫のような什器類の収納スペースを設ければ良いのかもしれないが、まだその段階までいっていないため、短期の計画としてはそのように考えている。

続いて白戸委員からのご意見について、「青森銀行記念館」という名称は、株式会社青森銀行から寄贈を受ける際に、是非その名前は残してほしいと言われていることから、今後も残して使っていきたいと考えている。しかし、今回検討いただいているこの保存活用計画は、あくまで重要文化財建造物の計画で文化庁の指導を受けながら策定するものであることから、「旧第五十九銀行本店本館」という書き方をしている。市で所有しているほかの建物でいうと、仲町にある武家住宅で「旧笹森家住宅」があるが、重要文化財の指定名称は「旧弘前藩諸士住宅」であ

り、もしこの建物の保存活用計画を策定するとなると、その計画は「旧弘前藩諸士住宅保存活用計画」となる。「青森銀行記念館」という名称は今後も残して使っていき、計画の中にも、「青森銀行記念館」という名称はどこかで明示したいと考えている。このことから、建物正面の看板についても撤去しない。

大野委員長からのご意見については、再度事務局で検討して必要に応じて計画に反映させる。

大野委員長

展示のリニューアルなどのタイムスケジュールは？

事務局

保存活用計画にも記載はしているが、2021年4月にリニューアルオープンを目指している。現在展示しているもので、当初材や棟札などの建物歴史を伝える貴重なものについては、このまま展示していきたいと考えている。また、堀江佐吉や弘前の近代史、銀行の歴史については、簡便に移動できる形の展示で新たに設置したいと考えている。資料そのものの展示をするスペースは限られているので、その都度展示替えをして対応していきたい。

大野委員長

展示替えを行う場合、展示しないものを博物館などの場所を借りて保存することは可能なのか。

事務局

現在検討している。ただ、文化庁からは、附指定のものは現地で保存するよう指導があったため、棟札は旧第五十九銀行本店本館に保存することとなる。それ以外は、環境の良い施設に置くように市の内部でも検討調整していきたい。

大野委員長

それでは、最後、「第6章保護に係る諸手続」について、何かご意見があれば伺いたい。

(意見等、特になし)

大野委員長

各委員からは一通りご意見を伺ったので、オブザーバーの皆

	<p>さんからも意見を伺いたい。</p> <p>オブザーバー（青森銀行弘前支店）</p> <p>是非有効に建物を活用していただきたい。様々なスペース確保の問題があるかと思うが、できる限り協力させていただきたいと考えている。</p> <p>オブザーバー（都市計画課）</p> <p>活用にあたっては、歴史的価値のある空間を体験していただくことに意義があると感じた。</p> <p>オブザーバー（都市計画課）</p> <p>市民中央広場も併せて整備をしているが、旧第五十九銀行本店本館と一体となって、しっかり賑わいを創出していきたい。</p> <p>オブザーバー（観光課）</p> <p>現状、16時半で閉館となり、夜はライトアップのみとなっている。2021年リニューアルして開館すれば夜間の貸館もあるので、夜間における観光振興に向けて取り組んでいきたい。市民にも利用され、かつ観光客の利便性向上によって、観光振興につなげていきたいと考えている。</p> <p>オブザーバー（観光課）</p> <p>計画に沿って適切に保存活用が図られることで、市民の活動の拠点となり、建物だけでなく人々の活動の場としても、後世に残っていくことに期待している。</p> <p>オブザーバー（企画課）</p> <p>弘前だけではないと思うが、公共施設は建てられてから40年経過している建物が多く、大規模改修をして建物を残すのか、それとも集約するのかという議論をしている。建物1件ずつではなく、まずは市全体の公共施設をどうしていくか整理した上で、旧第五十九銀行本店本館をどうしていくかということになる。そこはご承知いただきたい。</p> <p>大野委員長</p> <p>今回の会議でも意見があった部分については、適宜計画に反映させてまとめてもらいたい。</p> <p>あと、部分と部位の設定については、文化財的な専門的な内</p>
--	---

	<p>容となるので、文化庁と相談して必要に応じて調整してもらいたい。</p> <p>本日の会議が最後となるので、最終的にまとめたものを皆さんにお送りいただき、ご報告いただくこととしたい。</p> <p>最後に、事務局から何かあれば。</p> <p>事務局</p> <p>当面、文化庁との協議や府内での調整等あるので、7月末を目途に、皆さんには完成させたものをお送りしたいと考えている。今後、その計画に基づいて保存と活用を進めていくことになるが、委員の皆様にはこれからもご指導いただきたい。</p> <p>(質疑、意見等は以上)</p>
その他必要事項	<p>3. 閉会</p> <ul style="list-style-type: none">・会議は公開である。・傍聴者 1名。